

特記仕様書

工 事 名：令和7年災221-2005・2006号 前田・平原地区水路災害復旧工事

路 線 名：

工 事 場 所：志布志市志布志町内之倉地内

第1条 準拠図書

本工事は本特記仕様書、契約書、設計図書によることとし、特に定めのない事項については、下記のとおりによるものである。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 農業土木工事共通仕様書 | (鹿児島県農政部・令和6年10月) |
| (2) 農業土木工事施工管理基準 | (鹿児島県農政部・令和6年10月) |
| (3) 土木請負工事必携 | (鹿児島県HP) |
| (4) 工事関係書類の様式の統一化 | (鹿児島県土木部長通知) |
| (5) その他関係法令規則等 | |

なお、これらに記載されていない事項で疑義が生じた場合は、監督職員と協議し、かつその指示に従うこと。

土木工事共通仕様書および特記仕様書内の各種様式及び実施要領等については、
鹿児島県ホームページ（>分類から探す>社会基盤>公共事業>技術管理・検査）または（>分類から探す>社会基盤>公共事業>農業農村整備）から取得できる。

第2条 施工条件明示

次の施工条件明示によるものとする

第3条 その他

1. 契約数量

この工事の契約数量は、設計図書及び数量総括表のとおりとする。

なお、この数量に変更を生じた場合は、発注者及び受注者協議の上、契約変更の対象とする。

ただし、出来形等に係る設計値は図面及び構造物調書のとおりとする。

2. 出来形確認

工事請負契約書第32条に基づき、受注者が工事の完成を通知するまでの間において、現場代理人又は主任技術者等の立会いのもと、最終出来形確認を実施するものとする。

特記仕様書

3. 年末年始等に係る緊急連絡体制

工事の期間が年末年始、長期連休期間、盆休み、その他長期休暇中に係る場合は、前にその期間の管理体制、緊急連絡体制について記した書類を提出すること。
また、警報発令等の悪天候後は、現場巡回を行い、結果を連絡すること。

4. 工事履行報告書

毎月25日までに、月末時点における工事履行報告書及び工事進捗状況写真（全景又は代表部分）を監督職員へ提出すること。

5. 安全・訓練等の実施状況報告書

土木工事共通仕様書（第1編1-1-1-27 第13項）に基づく定期安全研修・訓練等の実施状況について、「安全・訓練等の実施状況報告書」に記録するとともに、その実施状況写真を添付し、工事完成図書に含めて監督職員へ提出すること。

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
基本事項	概算数量発注	・ 概算数量発注方式により積算・工期設定	—	—	—
		設計金額2,500万円未満 標準工期+15日付与			—
		設計金額2,500万円以上 標準工期+30日付与			—
	契約保証金	・ 契約の保証は、当初請負金額が500万円を超える場合、請負金額の10分1以上の金銭的保証を要す。	契約書 第36条	—	○
	前払金	・ 前払金を40%の範囲内で支払うことができる。	契約書 第35条	—	○
		・ 本工事については、保証事業契約締結後に請求することができる。			○
	部分払い	・ 部分払いの請求は2回以内で、前金払がある場合でも2回とする。ただし、中間前払金があるときは、部分払いは行わない。	契約書 第38条	—	○
	週休2日（試行）	・ 「週休2日」試行工事（4週8休以上）	農業土木工事 共通仕様書	1-1-52	○
	現場環境改善 （イメージアップ）	・ 現場環境改善の適用工事	農業土木工事 共通仕様書	1-1-21	—
	交通誘導員	・ 現道工事等における交通誘導員の資格要件の条件明示	農業土木工事 共通仕様書	1-1-41	—
	熱中症対策	・ 熱中症対策に資する現場管理費の補正対象工事	農業土木工事 共通仕様書	1-1-25	—
	配置技術者等の途中交代	・ 技術者の途中交代	農業土木工事 共通仕様書	1-1-12	○
	監理技術者等の専任を要しない期間	・ 請負金額4,500万円以上の工事	農業土木工事 共通仕様書	1-1-11	—
	現場代理人常駐	・ 現場代理人の常駐を要しない場合の明確化	農業土木工事 共通仕様書	1-1-13	○
	現場代理人兼任	・ 現場代理人の兼任に関する運用 兼任可能3件、それぞれの工事の請負金額が4,500万円未満	農業土木工事 共通仕様書	1-1-14	○
	施工体制台帳 施工体系図	・ 施工体制台帳及び施工体系図等の取り扱い	農業土木工事 共通仕様書	1-1-14	○
	法定外の労働保険付与	・ 「土地改良事業等請負工事積算基準書」を適用する全ての工事	農業土木工事 共通仕様書	1-1-50	○
	排出ガス対策型 第3次基準値	・ 排ガス3次基準以上の建設機械の確保が困難と想定される場合 ○○（ 工種名 ）（ S ○○○○）における○○（ 建設機械名 ）の機械損料（損料）の第○次基準値の建設機械	農業土木工事 共通仕様書	1-1-39	—
		・ 排ガス3次基準以上の建設機械の確保が可能または可否の判断ができない場合 ○○（ 工種名 ）（ S ○○○○）における○○（ 建設機械名 ）の機械損料（損料）の第○次基準値の建設機械			—

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
基本事項	国土調査の基準点	・ 国土調査の基準点等測量標識等の保全	農業土木工事 共通仕様書	1-1-37	○
	電子納品	・ 電子納品ガイドライン対象工事	農業土木工事 共通仕様書	1-1-37	○
	県産資材の優先使用	・ 県産資材の優先使用	農業土木工事 共通仕様書	1-1-7	○
	下請工事管内優先活用	・ 下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用	農業土木工事 共通仕様書	1-1-6	○
	快適トイレ	・ 建設現場における「快適トイレ」設置試行対象工事	農業土木工事 共通仕様書	1-1-22	—
	スランブ	・ 鉄筋コンクリート構造物等のスランブ値について	農業土木工事 共通仕様書	2-1-1	○
	危機事象時緊急連絡先	・ 土木工事等において危機事象が発生した場合の対応 庁 舎 名： 志布志市役所有明庁舎 耕地林務課耕地グループ 緊急連絡先： 099-474-1111（内線148）	特記事項	—	○
	暴力団不当介入	・ 暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置	農業土木工事 共通仕様書	1-1-1	○
工程関係	契約工期	・ 契約工期は、185日間とする。 ・ 翌年度への繰越予定（〇〇日延長予定）⇒令和〇年〇〇月〇〇日予定	特記事項	—	○ —
	河川区域制約	・ 令和〇年〇月〇日 までは、出水期であるため着手できない。	特記事項	—	—
工程関係	占用物件など	・ 令和〇年〇月 までに、九電柱移設が完了予定である。	特記事項	—	—
	部分引き渡し	・ 令和〇年〇月〇日 に〇〇〇〇部分を引渡しを行う。	特記事項	—	—
	作業不能日数	・ 本工事の工期は、 波浪 等により 作業不能日数 を〇〇日見込む。	特記事項	—	—
	他工区との調整	・ 〇〇を同時発注を予定している。請負業者相互間の連携を図り、円滑な工事に努めること。	特記事項	—	—
用地関係	補償物件	・ 一部の用地については、現在移転中であり、 令和〇年〇〇月 までに移転完了予定である。	特記事項	—	—
	工作物	・ 当施工区間は水稻の収穫が終わる 令和〇年〇月〇日 頃まで着工してはならない。	特記事項	—	—
	仮設ヤード	・ 本工事における〇〇の製作に当たっては、仮設ヤードとして下記を考慮。諸条件により難い場合は、別途協議する。 (1) 場 所：〇〇〇〇〇 (2) 期 間：〇〇〇〇〇 (3) 復旧条件：〇〇〇〇〇	特記事項	—	—

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
公害関係	公害防止	・本工事の仮締切りの鋼矢板の施工については、油圧式高周波型パイプロハンマによる打込み、電動式パイプロハンマによる引抜きを計画している。なお、現地の状況（土質、地質、周辺環境等）により、これによりがたい場合は、別途監督職員と協議するものとする。	特記事項	－	—
	水替・流入防止対策	・本工事における〇〇工については、〇〇による水替を〇〇日間（常時）を計画しているが、これによりが難い場合は、別途協議する。	特記事項	－	—
工事関係	I C T活用工事	・発注者指定型（土工）10,000m3以上	試行要領	－	—
		・受注者希望型（土工）			—
		・受注者希望型（舗装工）			—
		・受注者希望型（舗装工（修繕工））			—
		・受注者希望型（法面工）			—
		・受注者希望型（付帯構造物設置工）			—
	コンクリート工	・コンクリートは、JISA5308に規定するレディーミクストコンクリートとし、品質については、下記のとおりとする。	特記事項	－	○
		呼び強度	スランプ	空気量	粗骨材最大粒径
		18～24	8	-	25～40
		使用工種	水セメント比	セメントの種類	その他
		コンクリート	60～65%以下	高炉B種	-
	工事用道路関係	・盛土材の運搬経路は、土取場⇒主要県道 〇〇〇線⇒市道〇〇線⇒現場とし、他の経路は通行してはならない。	特記事項	－	—
		・〇道〇〇号は、〇〇市との協議の結果、〇〇t以上の工事車両は通行してはならない。	特記事項	－	—
工事関係		・本工事施工に伴う工事用車両進入路のうち、粉じん防止のため1日〇〇回程度の散水を行うとともに、路面維持に努めること。	特記事項	－	—
	仮設道路関係	・仮設道路については、別添資料のとおり、幅員W=〇〇m、延長L=〇〇mで計画している。これにより難い場合は、別途協議するものとする。	特記事項	－	—
	工事標示施設	・通常看板「道路工事現場における表示施設等の設置基準」	特記事項	－	○
		・「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」追加看板			—
	ヤンバルトサカヤスデ	・ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について	農業土木工事 共通仕様書	1-1-34	○
	過積載防止	・建設工事における過積載防止の徹底について	農業土木工事 共通仕様書	1-1-33	○ —
	鳥インフルエンザ	・高病原性鳥インフルエンザ対策の徹底について	農業土木工事 共通仕様書	1-1-35	○
	建設発生土の処理	建設発生土は、下記の場所に搬出すること。 受入れ場所： 処分場名： 運搬距離： k m その他留意 事項など：	農業土木工事 共通仕様書	1-1-38	—

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容			出典	頁	該当項目	
建設副産物	建設リサイクル法	工程	作業内容	分別解体等の方法（※）		農業土木工事 共通仕様書	1-1-39	○
	①分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		鹿児島県 における 再生資材 活用工事 実施要領（土 木） の運用	－	
		②土工	土工 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用				
		③基礎工事	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用				
		④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用				
		⑤本体付属物	本体付属物の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用				
	※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は、記載の必要はない。 ②再資源化等をする施設の名称及び所在地	特定建設資材廃棄物の種類		施設の名称	所在地			
	再生資源の利用	資材名		規 格	備 考 （使用箇所）	農業土木工事 共通仕様書	1-1-39	—
建設副産物	建設発生土の利用				農業土木工事 共通仕様書	1-1-39	—	
	指定副産物の搬出	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	農業土木工事 共通仕様書	1-1-39	○
		As（掘削）	（株）ガイアテック 志布志工場	志布志市志布志町帖宮田8749-7、7.8km				
		Co（無筋）	（株）ガイアテック 志布志工場	志布志市志布志町帖宮田8749-7、7.8km				
		Co（有筋）	（株）ガイアテック 志布志工場	志布志市志布志町帖宮田8749-7、7.8km				
その他	関係機関との協議	・本工事における、下記工種については、○○○と近接して施工するため、施工計画作成及び工事の施工にあたっては、十分に留意するものとする。			農業土木工事 共通仕様書	1-1-43	—	
	漁協権者との調整	・工事着手前に、内水面漁業権者と工法、施工時期、水質汚濁防止の方法等について協議し、河川工事の理解と協力を得ること。			特記事項	－	—	
	工事現場発生品	・在来施設の撤去により生じた現場発生品は、当該工事に使用するものとし、残量については、下記の場所まで運搬のうえ引渡すものとする。			農業土木工事 共通仕様書	1-1-20	—	
		現場発生品名		引渡場所				
		○○○○○		○○○				
その他	支給材料及び貸与品	・本工事における支給品は、下記のとおりとする。			農業土木工事 共通仕様書	1-1-20	—	
		支給品名	規格	数量・単位				支給場所
その他	部分使用	・本工事については、工事引き渡し前に工事請負契約書第33条により下記について部分使用する場合がある。その際は、受注者の承諾を得るものとする。 （１）部分使用範囲：別添図のとおり （２）目的：○○○ （３）部分使用期間：令和○年○月○日～令和○年○月○日			契約書 第34条	－	—	